

## 医療保険福祉審議会 介護給付費部会（第17回）の議事次第

日時：平成12年1月24日(月)16:00～

場所：厚生省7F 特別第1会議室

- 1 開会
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 介護報酬（諮問）について
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 その他
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 閉会

## 一定の人員配置を前提とした 各施設サービスの平均収入額について

**(例) 介護老人福祉施設 (人員配置 3:1 その他地域)**

(平均要介護度 3.23 一人当たり平均収入額 33.1万円)						
	構成割合	報酬額 (単位)	1月額に換算	1月当たり 報酬額	加重平均	食費を加 えた額
要介護1	(18.4%)	796	×10×365/12	24.2万円	27.2万円	食費5.8万円 (平均利用額) 33.1万円 (端数処理の 関係で合計 が合わない)
要介護2	(13.5%)	841		25.6万円		
要介護3	(17.2%)	885		26.9万円		
要介護4	(28.2%)	930		28.3万円		
要介護5	(22.7%)	974		29.6万円		

**(例) 介護老人保健施設 (人員配置 3:1 その他地域)**

(平均要介護度 2.85 一人当たり平均収入額 35.4万円)						
	構成割合	報酬額 (単位)	1月額に換算	1月当たり 報酬額	加重平均	食費を加 えた額
要介護1	(21.9%)	880	×10×365/12	26.8万円	29.6万円	食費5.8万円 (平均利用額) 35.4万円
要介護2	(20.6%)	930		28.3万円		
要介護3	(21.4%)	980		29.8万円		
要介護4	(23.3%)	1,030		31.3万円		
要介護5	(12.8%)	1,080		32.9万円		

**(例) 介護療養型医療施設 (人員配置 看護6:1、看護補助4:1 その他地域)**

(平均要介護度 3.64 一人当たり平均収入額 44.2万円)						
	構成割合	報酬額 (単位)	1月額に換算	1月当たり 報酬額	加重平均	食費を加 えた額
要介護1	(11.4%)	1,126	×10×365/12	34.2万円	37.8万円	食費6.4万円 (平均利用額) 44.2万円
要介護2	(10.5%)	1,170		35.6万円		
要介護3	(14.8%)	1,213		36.9万円		
要介護4	(29.6%)	1,256		38.2万円		
要介護5	(33.8%)	1,299		39.5万円		

\*本表の額は、各施設における各種加算、特定診療費等を除いて算出したものである。

## 1 介護報酬における考え方

- 訪問介護サービスには「身体介護」と「家事援助」があるが、実際の現場では両者が一連のサービスとして混在して提供される場合が見られる。一方、介護保険では、居宅介護サービス計画において、身体介護と家事援助のいずれの単価でサービスを行うかを当事者間で決めていく必要があるが、このように両者が混合しているケースの中には、身体介護と家事援助のいずれとも判断しがたい中間的な場合があり得る。
- こうした事態に対応し、利用者と事業者の間の混乱を避ける観点から、介護報酬においては、「身体介護」「家事援助」のほか、両者の「折衷的な単価」を設定することが考えられる。

## 2 具体的な取り扱い

- 訪問介護サービスに関する介護報酬上の取り扱いについては、以下の点が基本的な考え方としてあげられる。

### (1)「身体介護」、「家事援助」の意義

- 「身体介護」とは、利用者本人に直接触れる介助のほか、そのための準備や後片づけなどの一連の行為を言う。また、ADL(日常動作能力)などの向上のために利用者の日常生活動作を見守りながら行う手助け(例:利用者と一緒に行う調理)や介助に合わせて行う専門的な相談助言も該当するものと考えられる。

身体介護サービスに要する一般的な時間や内容からみると、通例、①短時間で済む比較的手間のかからない「体位交換」「移動介助」などの動作介護、②より長い時間で比較的手間のかかる「排泄介助」「更衣介助」「整容介助」などの身の回り介護、③さらに長い時間で手間のかかる「入浴介助」「食事介助」などの生活介護に大きく分類することができる。

- 一方、「家事援助」とは、上記以外の掃除、洗濯、調理など日常生活の援助行為を言う。

## (2) 訪問介護サービスの区分

- 1回の訪問介護サービスにおいて「身体介護」と「家事援助」が混在するような場合については、「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを目安に区分けを行うことが考えられる。

- ただし、各サービスごとの個々の時間によって細かく区分することは必ずしも適当でないことから、例えば、上記の分類を踏まえ一般的な取り扱いとして、①身の回り介護や生活介護を行い、残り時間を家事援助に充てるケースは「身体介護中心」、②もっぱら家事援助を提供する場合や、家事援助に伴い若干の動作介護を行うケースは「家事援助中心」、③前記以外の中間的なケースは「折衷」として区分することが考えられる。

## (3) 訪問時間が長時間となる場合の取り扱い

- 介護報酬上は訪問介護のサービス時間に上限はないが、長時間の連続サービスになれば、「身体介護」のみでなく、多くの場合「家事援助」の割合が高まると考えられる。したがって、「身体介護中心」又は「折衷」の場合であっても、「身体介護」が続くようなケースを除き、例えば全体のサービス時間が一定時間(1時間半)を超えるような長時間のケースについては、その後の加算は「家事援助中心」の加算単価を用いて対応できるようにすることが適当と考えられる。